



中小企業等経営強化法における 事業分野別指針の策定権限及び 経営力向上計画に係る認定権限 の移譲

令和3年7月14日
関西広域連合

関西広域連合について

- 2府6県4政令市で構成する特別地方公共団体
- 全国初の府県域を超える広域連合
- 設立日：平成22年12月1日
- 圏域人口：約2,200万人



- 【構成団体】 滋賀県、京都府、大阪府、
兵庫県、奈良県、和歌山県、
鳥取県、徳島県、京都市、
大阪市、堺市、神戸市
- 【連携団体】 福井県、三重県

- ・ 2府5県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県）によりH22.12.1に設立
- ・ H24に4政令市が、また、H27に奈良県が加入し関西全ての府県が参加
- ・ 福井県及び三重県は広域連合と密接に連携する団体「連携団体」として参画

関西広域連合設立の趣旨

分権型社会の実現へ

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりを、関西が全国に先駆けて立ち上げ、地方分権の突破口を開く。

関西全体の広域行政を担う責任主体

南海トラフの巨大地震等の大規模広域災害発生に備えた広域防災体制の整備やドクターヘリによる広域的な救急医療体制の確保、将来的には関西の競争力を高めるための交通・物流基盤の一体的な運営管理などを目指し、関西が一丸となって広域行政を展開。

国の事務・権限の受け皿づくり

各団体の個性や資源を効果的に活用するとともに、出先機関を中心とした国の事務・権限のうち、広域自治体で担うべき事務の移譲を受けて、国と地方の二重行政を解消。関西全体としてスリムかつ効率的な体制への転換を目指す。

権限移譲に向けた取組

国の事務・権限の移譲への取組

- 国出先機関原則廃止に向けて、H22.12.4「国出先機関対策委員会」を設置
 - ・H23.6 「国出先機関対策プロジェクトチーム」を設置
 - ・H28.11 「政府機関等対策委員会」に改組
- 関西広域連合が国出先機関を“丸ごと”受けることを提案
 - ・「近畿経済産業局」「近畿地方整備局」「近畿地方環境事務所」の3機関

地方分権改革の推進手法の提案

- 権限移譲に係る「地方分権特区」の導入
 - ・実証実験的に権限移譲を行う「地方分権特区」の導入を提案
 - ・「地方分権特区」の具体的な形として、地方における人材育成・人材活用の取組を創出し、人々の関西への定着を目指す「職業人材活躍特区(仮称)」を提案
- 国と関西広域連合との共同事務処理の推進
 - ・国の出先機関の専門性・実績と関西広域連合の組織・ネットワーク等を一体的に活用し、共同で事務を進め、国の政策に地方の特色や主体性を最大限に活かし実現するため、関西に関する国の計画策定や大規模災害対策等について、共同処理できる枠組みの創設を提案
- 国と地方の協議の場における「国から地方への権限移譲に係る分科会」の設置

大学キャンパス所在地から見た地域別の就職先分布

- ① 近畿 2 府 4 県で地元就職する学生の割合は 5 割。3 割程度は首都圏に流出している。
- ② 中国、四国でも 1 ~ 2 割程度が首都圏に流出している。
- ③ 一方、首都圏の学生は 9 割近くが首都圏に就職し、東海でも 7 割以上が地元就職している。
- ④ 全ての地域において首都圏の企業に就職する学生の比率は 2 桁%を越えており、首都圏が全国の大学から新卒大学生を集めている。

大学キャンパス所在地	サンプル数	就職先 (%)												
		北海道	東北	北関東	首都圏	北陸・甲信越	東海	京阪神	近畿	中国	四国	九州	海外	
北海道	88	55.7	—	2.3	31.8	1.1	4.5	2.3	1.1	1.1	—	—	—	
東北	179	3.9	55.9	3.4	26.3	2.8	2.8	2.8	0.6	0.6	1.1	—	—	
北関東	73	2.7	4.1	34.2	143.8	4.1	5.5	1.4	—	—	1.4	2.7	—	
首都圏	880	0.7	1.0	2.6	85.6	2.2	3.1	3.0	—	0.8	0.3	0.6	0.2	
北陸・甲信越	164	0.6	0.6	1.8	20.7	61.6	10.4	2.4	1.2	0.6	—	—	—	
東海	405	—	0.5	0.5	16.3	1.5	74.8	4.4	0.2	—	0.2	1.5	—	
京阪神	625	0.5	0.5	0.3	34.1	1.6	4.8	50.6	2.7	1.4	1.8	1.6	0.2	
近畿	85	—	—	2.4	24.7	1.2	15.3	41.2	8.2	1.2	4.7	1.2	—	
中国	155	0.6	0.6	—	14.8	0.6	2.6	9.7	1.3	52.3	7.7	9.7	—	
四国	79	—	3.8	—	21.5	1.3	2.5	11.4	1.3	12.7	41.8	3.8	—	
九州	255	1.2	—	—	26.3	0.4	1.2	4.7	—	2.4	—	63.9	—	

(出所) リクルートキャリア就職みらい研究所「大学生の地域間移動に関するレポート2018」
 「京阪神」は京都府、大阪府、兵庫県、「近畿」は滋賀県、奈良県、和歌山県を示す。

関西からの流出対策

地元企業：人材の受け皿の強化が必要

○中小企業の支援

- 人口流出を防ぐために、人材の受け皿となる中小企業の経営力向上が重要であり、地域的特性を踏まえて効果的に経営力向上に取り組む。

○女性活躍の推進

- 女性の関西での就職・定着を促進するため、地方が主体となって女性に魅力的な職場環境の推進を図る。

教育機関：人材育成環境の創出が必要

○専門職大学の設置促進

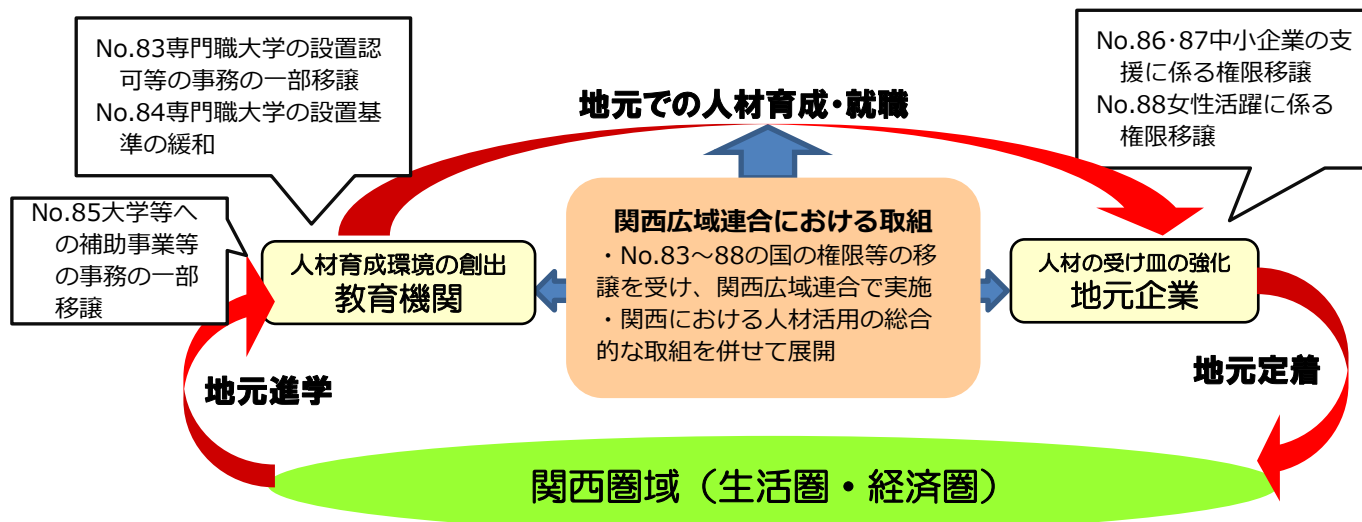
- 医療や福祉、ITなど、地方産業を担う専門職業人材の育成やリカレント教育の観点から創設される専門職大学の認可を地方が所管することで、地方のニーズに応じた人材育成につなげるための産学連携を行う。
- 専門職大学の設置基準の緩和による専門職大学の設置促進を図る。

○地方主体の人材育成の推進

- 地方が大学等の人材育成に関する補助事業の審査に関わり、地方の産業の特徴や実情等を踏まえた人材育成に取り組む。

「職業人材活躍特区(仮称)」提案概要

- 地方からの人口流出の抑制、東京一極集中の是正を目指して、関西における人材育成・人材活用の取組を総合的なパッケージとして展開することで、人材の育成から活用までの好循環を創出し、人々の関西への定着を目指す。
- このために必要となる、人々の進学先となる高等教育機関及び就職先となる企業に関する国の権限の関西広域連合への移譲と、規制緩和の提案を行う。



※図中のNo.は令和3年提案募集本提案一覧表の管理番号を示す。

国からの移譲を求める権限 (管理番号87) (重点番号34)

人材の受け皿となる中小企業の経営強化を図るため、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）に基づき、中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画に関する権限の関西広域連合への移譲

- 計画策定に関する事業分野別指針の策定（法第16条）
- 経営力向上計画の認定（法第17条）
- 経営力向上計画の変更等（法第18条）
- 経営力向上計画の認定・変更の主務大臣への申請手続等（経営力向上に関する命令第2条、第3条）

提案の背景

経営力向上計画に関する事業分野別指針の策定権限

- 中小企業の成長は地方の雇用や人口移動に密接に関連している。関西の中小企業の成長を促進することにより関西における就職・人口定着を図るため、関西広域連合において事業分野別指針を策定するとともに、経営力向上計画の認定を行うことを求めるもの。
- 国が全国一律に策定している事業分野別指針が地域の特性を考慮するものとなれば、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力がより効果的に強化できるのではないかと。
- 東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏を形成。当広域連合は、関西共通の事業分野別指針の策定が可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切。

同計画に係る認定権限

- 事業分野別指針の策定から経営力向上計画の認定までを一連のものとして行うことにより、地域での一体的・総合的な企画・執行が可能となる。

平成29年に経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、本提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なる。

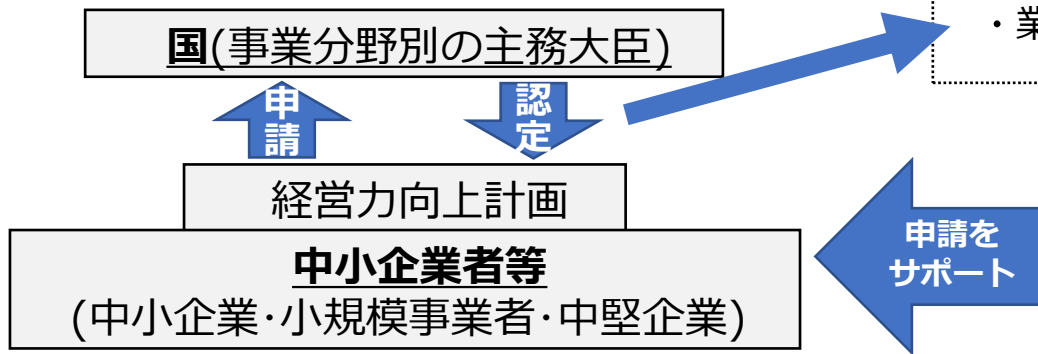
経営力向上計画の制度概要等

制度の概要

- 「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画
- 認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができる。
- 計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能。

- 【支援措置】
- 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
 - 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
 - 認定事業者に対する補助金における優先採択
 - 他社から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減
 - 業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援

48



- 経営革新等支援機関**
- 例) ・商工会議所・商工会・中央会
 ・地域金融機関
 ・土業等の専門家 等

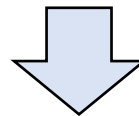
地域別認定事業者数 (H28.7.1~R3.3.31累計)

北海道：5,862件、東北：7,327件、関東：39,611件、中部：16,829件、近畿：24,756件、中国：8,128件、四国：5,019件、九州・沖縄：12,599件 全国計120,131件

【関西広域連合構成府県合計 25,292件】
 滋賀:1,663、京都:2,812、大阪:10,344、兵庫:6,248、奈良:1,166、和歌山:1,096、鳥取:865、徳島:1,098

権限移譲を受けた場合の取組の流れ

- ① (まず) 事業分野別指針が策定されていない分野のうち、関西の活性化に寄与する分野等について、関西の地域性等も踏まえた事業分野別指針を策定
- ② 業界団体や経営革新等支援機関を通じ、経営力向上計画の策定を事業者に対して働きかけ
- ③ 経営革新等支援機関が申請をサポート
- ④ 経営力向上計画の申請の受理・審査・認定
- ⑤ ④で把握した情報等を踏まえ、必要に応じ、事業分野別指針を改定



地域での一体的・総合的な企画・執行の実現

権限移譲の効果

関西中小企業の本業の稼ぐ力を強化

- 京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏を形成する関西において、地域の特性を活かして事業分野別指針を作成するとともに、地域の実情に応じた支援が可能になることで、より効果的に中小企業の体力強化が図られる。



①新規採用枠の拡大、給与水準上昇

- 8
- 中小企業の経営力が向上し、生産性向上や利益増につながることで、新規採用枠の拡大や給与水準の向上が期待できる。

②関西での魅力的な就職先の増加

- 中小企業の新規採用枠拡大や給与水準向上により、関西において魅力的な就職先が増加し、求職者にとって選択肢が広がる。

③優秀な人材の流出抑制

- 魅力的な就職先が増加することにより、新卒者等の優秀な人材が、関西にとどまり、ひいては中小企業の体力強化にもつながるといふ望ましいサイクルが起こる。

①→②→③→①...の好循環を創出し、関西における人口定着を実現